

会 員 通 知 第 2 5 号
平成 2 7 年 4 月 1 3 日

会 員 代 表 者 各 位

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 小 池 善 明

平成 2 6 年会社法改正に伴う「有価証券上場規程」等の一部改正について

本所は、「有価証券上場規程」等の一部改正を行い、平成 2 7 年 5 月 1 日から施行します。
(詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください。)

今回の改正は、「会社法の一部を改正する法律」(平成 2 6 年法律第 9 0 号)において、特別支配株主の株式等売渡請求制度が導入されるほか、社外取締役や社外監査役の社外性要件の一部緩和が行われることなどを踏まえ、適時開示事由の見直しを行うなど所要の制度整備を行うものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

I. 改正概要

1. 特別支配株主の株式等売渡請求制度の新設に伴う制度整備

(1) 適時開示事由の追加

- ・特別支配株主の株式等売渡請求に関し、以下の場合に適時開示を求めます。
 - ① 株式等売渡請求の承認又は不承認を行うことについて決定した場合
 - ② 特別支配株主が当該上場会社に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をした事実又は当該特別支配株主が当該決定に係る株式等売渡請求を行わないことを決定した事実が発生した場合

(2) 上場廃止基準の追加

- ・特別支配株主が上場会社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合には、その上場を廃止するものとします。

2. 独立役員の独立性に関する開示の見直し

- ・10年以上前に上場会社又はその子会社の業務執行者であった者について、独立役員に指定できることとし、指定する場合には、その旨及びその概要の開示を求めます。

3. その他

(1) 全部取得条項付種類株式の全部の取得に係る適時開示事由の追加

- ・全部取得条項付種類株式の全部の取得を決定した場合について、適時開示事由として明確化します。

(2) その他

- ・その他所要の改正を行います。

II. 施行日

- ・平成27年5月1日から施行します。

以 上

平成26年会社法改正に伴う上場制度の見直しに伴う「有価証券上場規程」等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	4
3. 企業行動規範に関する規則の一部改正新旧対照表	7
4. 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表	9
5. 定款施行規則の一部改正新旧対照表	10
6. 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	11
7. 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	15
8. 上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	16
9. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	18
10. 企業行動規範に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	22
11. 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	24
12. 監理銘柄及び整理銘柄に関する規則の一部改正新旧対照表	28
13. 転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	30

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1) 上場申請を決議した取締役会の議事録の写し(会社法第370条の規定により取締役会の決議があったものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面を含み、<u>監査等委員会設置会社(会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社をいう。以下同じ。)</u>にあつては、<u>取締役の決定があつたことを証する書面を含み、指名委員会等設置会社(会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下同じ。)</u>にあつては、<u>執行役の決定があつたことを証する書面を含む。)</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 上場申請日の属する事業年度の初日以後に、自己株式取得決議(自己株式の取得に係る会社法第156条第1項(同法第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による決議をいう。)、自己株式処分等決議(自己株式の処分に係る会社法第199条第1項の規定による決議(<u>監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)</u>又は会社法第749条第1項第2号、第758条第4号若しくは第768条第1項第2号に規定する金銭等として自己株式を交付する場合における会社法第795条第1項の規定による決議(会社法第796条第1項又は第3項の規定により当該決議を要しない場合にあつては、吸収合併契約、吸収分割契約又は株式交換契約の内容についての取締役会決議(<u>監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)</u>をいう。))又は自己株式消却決議(自己株式の消却に係る会社法第178条第2項の規定による決議(<u>監査等委員会設置会</u></p>	<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1) 上場申請を決議した取締役会の議事録の写し(会社法第370条の規定により取締役会の決議があったものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面を含む。)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 上場申請日の属する事業年度の初日以後に、自己株式取得決議(自己株式の取得に係る会社法第156条第1項(同法第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による決議をいう。)、自己株式処分等決議(自己株式の処分に係る会社法第199条第1項の規定による決議(<u>委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)</u>又は会社法第749条第1項第2号、第758条第4号若しくは第768条第1項第2号に規定する金銭等として自己株式を交付する場合における会社法第795条第1項の規定による決議(会社法第796条第1項又は第3項の規定により当該決議を要しない場合にあつては、吸収合併契約、吸収分割契約又は株式交換契約の内容についての取締役会決議(<u>委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)</u>を含む。)をいう。))又は自己株式消却決議(自己株式の消却に係る会社法第178条第2項の規定による決議(<u>委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)</u>をいう。))を行った場合には、その議事録の写し(会社法第319条第1項又は第</p>

社にあっては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社（以下「指名委員会等設置会社」という。）にあっては、執行役の決定を含む。）をいう。）を行った場合には、その議事録の写し（会社法第319条第1項又は第370条の規定により株主総会又は取締役会の決議があったものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面を含み、監査等委員会設置会社にあっては、取締役の決定があったことを証する書面を含み、指名委員会等設置会社にあっては、執行役の決定があったことを証する書面を含む。）ただし、アンビシャスへの上場を申請する新規上場申請者（以下「アンビシャスへの新規上場申請者」という。）は、添付を要しない。

(6)～(9) (略)

3・4 (略)

5 新規上場申請者は、上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、当該各号に規定する書類を提出するものとする。ただし、電子開示手続（法第27条の30の2に規定する電子開示手続をいう。）により当該各号に定める書類（第4号dに掲げる書類を除く。）を内閣総理大臣等（内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者をいう。以下同じ。）に提出した場合には、当該書類の提出を要しないものとする。

(1) 取締役会又は株主総会を開催した場合（会社法第319条第1項又は第370条の規定により株主総会又は取締役会の決議があったとみなされる場合を含み、監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員会を開催した場合又は取締役の決定があった場合を含み、指名委員会等設置会社にあっては、指名委員会等（会社法第2条第12号に規定する指名委員会等をいう。以下同じ。）を開催した場合又は執行役の決定があった場合を含む。）には、その議事録の写し（会社法第319条第1項又は第370条の規定により株主総会又は取締役会の決議があったものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面を含み、監査等委

370条の規定により株主総会又は取締役会の決議があったものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面を含み、委員会設置会社にあっては、執行役の決定があったことを証する書面を含む。）ただし、アンビシャスへの上場を申請する新規上場申請者（以下「アンビシャスへの新規上場申請者」という。）は、添付を要しない。

(6)～(9) (略)

3・4 (略)

5 新規上場申請者は、上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、当該各号に規定する書類を提出するものとする。ただし、電子開示手続（法第27条の30の2に規定する電子開示手続をいう。）により当該各号に定める書類（第4号dに掲げる書類を除く。）を内閣総理大臣等（内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者をいう。以下同じ。）に提出した場合には、当該書類の提出を要しないものとする。

(1) 取締役会又は株主総会を開催した場合（会社法第319条第1項又は第370条の規定により株主総会又は取締役会の決議があったとみなされる場合を含み、委員会設置会社にあっては、会社法第2条第12号に規定する委員会を開催した場合又は執行役の決定があった場合を含む。）には、その議事録の写し（会社法第319条第1項又は第370条の規定により株主総会又は取締役会の決議があったものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面を含み、委員会設置会社にあっては、執行役の決定があったことを証する書面を含む。）

員会設置会社にあつては、取締役の決定があつたことを証する書面を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定があつたことを証する書面を含む。）

(2)～(8) (略)

6～12 (略)

付 則

この改正規定は、平成27年5月1日から施行する。

(2)～(8) (略)

6～12 (略)

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。）は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）</p> <p>a～ah (略)</p> <p><u>ai 全部取得条項付種類株式（会社法第171条第1項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。）の全部の取得</u></p> <p><u>aj 株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に規定する株式等売渡請求をいう。以下同じ。）に係る承認又は不承認</u></p> <p><u>ak aから前ajまでに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場有価証券に関する重要な事項であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</u></p> <p>(2) 次に掲げる事実が発生した場合</p> <p>a～n (略)</p> <p><u>nの2 特別支配株主（会社法第179条第1項に規定する特別支配株主をいう。以下同じ。）（当該特別支配株主が法人であるときは、その業務執行を決定する機関をいう。）が当該上場会社に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をしたこと又は当該特別支配株主が当該</u></p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。）は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）</p> <p>a～ah (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>ai aから前ahまでに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場有価証券に関する重要な事項であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</u></p> <p>(2) 次に掲げる事実が発生した場合</p> <p>a～n (略)</p> <p>(新設)</p>

決定（公表がされた（法第166条第4項に規定する公表がされたをいう。）ものに限る。）に係る株式等売渡請求を行わないことを決定したこと。

o～w （略）

(3)～(7) （略）

2～10 （略）

（決定事項等に係る通知及び書類の提出）

第5条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合（投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。）には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。ただし、第2条各項の規定に基づき行う会社情報の開示により、本所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、本所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。

(1) 第2条第1項第1号aからa kまでに掲げる事項

(2)～(13) （略）

2・3 （略）

（単元株式数）

第12条の5 上場会社は、上場株券の単元株式数を100株とするものとする。ただし、上場株券の単元株式数が1,000株である場合及び株券上場審査基準第4条第1項第8号ただし書きの適用を受けて新規上場した場合には、この限りでない。

2 上場株券の発行者は、単元株式数の変更又は単元株式数の定めの新設について取締役会決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、

o～w （略）

(3)～(7) （略）

2～10 （略）

（決定事項等に係る通知及び書類の提出）

第5条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合（投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。）には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。ただし、第2条各項の規定に基づき行う会社情報の開示により、本所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、本所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。

(1) 第2条第1項第1号aからa iまでに掲げる事項

(2)～(13) （略）

2・3 （略）

（単元株式数）

第12条の5 上場会社は、上場株券の単元株式数を100株とするものとする。ただし、上場株券の単元株式数が1,000株である場合及び株券上場審査基準第4条第1項第8号ただし書きの適用を受けて新規上場した場合には、この限りでない。

2 上場株券の発行者は、単元株式数の変更又は単元株式数の定めの新設について取締役会決議（委員会設置会社については、執行役の決定を

執行役の決定を含む。)を行う場合には、単元株式数を100株とするものとする。

付 則

この改正規定は、平成27年5月1日から施行する。

含む。)を行う場合には、単元株式数を100株とするものとする。

企業行動規範に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場会社の機関)</p> <p>第6条 上場会社は、次の各号に掲げる機関を置くものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>監査役会、監査等委員会又は指名委員会等</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>(上場会社の機関)</p> <p>第6条 上場会社は、次の各号に掲げる機関を置くものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>監査役会又は委員会（会社法第2条第12号に規定する委員会をいう。）</u></p> <p>(3) (略)</p>
<p>(業務の適正を確保するために必要な体制整備)</p> <p>第8条 上場会社は、当該上場会社の取締役、執行役又は理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他<u>上場会社の業務並びに当該上場会社及びその子会社から成る企業集団の業務</u>の適正を確保するために必要な体制の整備（会社法第362条第4項第6号、<u>同法第399条の13第1項第1号</u>ハ若しくは同法第416条第1項第1号ホに規定する体制の整備又はこれらに相当する体制の整備をいう。）を決定するとともに、当該体制を適切に構築し運用するものとする。</p>	<p>(業務の適正を確保するために必要な体制整備)</p> <p>第8条 上場会社は、当該上場会社の取締役、執行役又は理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他<u>会社の業務</u>の適正を確保するために必要な体制の整備（<u>会社法第362条第4項第6号若しくは同法第416条第1項第1号ホに規定する体制の整備又はこれらに相当する体制の整備をいう。</u>）を決定するとともに、当該体制を適切に構築し運用するものとする。</p>
<p>(支配株主との重要な取引等に係る遵守事項)</p> <p>第10条の2 支配株主を有する上場会社は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する事項の決定が当該上場会社の少数株主にとって不利益なものでないことに関し、当該支配株主との間に利害関係を有しない者による意見の入手を行うものとする。</p> <p>(1) 当該上場会社の業務執行を決定する機関が、適時開示規則第2条第1項第1号a（第三者割当による募集株式等の割当てを行う場合に限る。）、d、fの2からhまで、jからnまで、rからuまで又は<u>a iからa k</u>に掲げる事</p>	<p>(支配株主との重要な取引等に係る遵守事項)</p> <p>第10条の2 支配株主を有する上場会社は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する事項の決定が当該上場会社の少数株主にとって不利益なものでないことに関し、当該支配株主との間に利害関係を有しない者による意見の入手を行うものとする。</p> <p>(1) 当該上場会社の業務執行を決定する機関が、適時開示規則第2条第1項第1号a（第三者割当による募集株式等の割当てを行う場合に限る。）、d、fの2からhまで、jからnまで、rからuまで又は<u>a i</u>に掲げる事項（支</p>

項（支配株主その他本所が定める者が関連するものに限る。）のいずれかを行うことについての決定をする場合（同条の規定に基づきその内容の開示を要する場合に限る。）

(2) (略)

2 (略)

付 則

1. この改正規定は、平成27年5月1日から施行する。

配株主その他本所が定める者が関連するものに限る。）のいずれかを行うことについての決定をする場合（同条の規定に基づきその内容の開示を要する場合に限る。）

(2) (略)

2 (略)

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(アンビシャス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p><u>(18)の2 株式等売渡請求による取得</u></p> <p><u>特別支配株主(会社法第179条第1項に規定する特別支配株主をいう。)が上場会社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合</u></p> <p>(19)・(20) (略)</p> <p>付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成27年5月1日から施行する。</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(アンビシャス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(19)・(20) (略)</p>

定款施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(報告事項)</p> <p>第4条 定款第22条に規定する本所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に本所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1)～(7)の3 (略)</p> <p>(8) 資本金の額の変更に関して取締役会決議(監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)を行ったとき(外国法人である金融商品取引業者にあつては、資本金の額(持込資本金の額を含む。)の変更に関して決議又は決定を行ったとき。)</p> <p>(8)の2～(12) (略)</p> <p>(13) 法令の規定により質問、検査、領置、臨検、搜索、差押え、処分若しくは処罰を受けたとき又は法令の規定による処分に係る聴聞若しくは弁明の機会の付与が行われたとき(外国法人である金融商品取引業者にあつては、外国金融商品取引法令の規定により処分又は処罰を受けたときを含む)。</p> <p>(13)の2・(14) (略)</p> <p>(15) 法令(外国法人である金融商品取引業者にあつては、外国金融商品取引法令を含む。)の違反に係る刑事事件について、公訴を提起されたとき又は判決等があったとき(上訴の場合を含む)。</p> <p>(16)～(29) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成27年5月1日から施行する。</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第4条 定款第22条に規定する本所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に本所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1)～(7)の3 (略)</p> <p>(8) 資本金の額の変更に関して取締役会決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)を行ったとき(外国の金融商品取引業者にあつては、資本金の額(持込資本金の額を含む。)の変更に関して決議又は決定を行ったとき。)</p> <p>(8)の2～(12) (略)</p> <p>(13) 法令の規定により質問、検査、領置、臨検、搜索、差押え、処分若しくは処罰を受けたとき又は法令の規定による処分に係る聴聞若しくは弁明の機会の付与が行われたとき(外国の金融商品取引業者にあつては、外国金融商品取引法令の規定により処分又は処罰を受けたときを含む)。</p> <p>(13)の2・(14) (略)</p> <p>(15) 法令(外国の金融商品取引業者にあつては、外国金融商品取引法令を含む。)の違反に係る刑事事件について、公訴を提起されたとき又は判決等があったとき(上訴の場合を含む)。</p> <p>(16)～(29) (略)</p>

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. の 2 第 3 条 (新規上場申請手続) 第 1 項関係</p> <p>(1) 有価証券上場申請書には、上場希望日現在の有価証券の銘柄及び数等を記載するものとする。この場合において、当該有価証券のうち上場申請日に発行されていないものがあるときは、その発行決議 (<u>監査等委員会設置会社</u>にあつては、<u>取締役の決定</u>を含み、<u>指名委員会等設置会社</u>にあつては、<u>執行役の決定</u>を含む。) を証明する書類、有価証券届出書の写し及び有価証券届出効力発生通知書の写し若しくは発行登録追補書類の写し又は有価証券通知書受理通知書の写し若しくは発行登録通知書受理通知書の写し並びに払込完了を証明する書類 (登記事項証明書等) を提出するものとする。ただし、当該書類のうち電子開示手続により内閣総理大臣等に提出した書類については、提出を要しないものとする。</p> <p>(2) ~ (6) (略)</p> <p>2. 第 3 条 (新規上場申請手続) 第 2 項関係</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 第 9 号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、アンビシャスへの新規上場申請者は、d 及び e から g までに規定する書類については、添付を要しない。</p> <p>a ~ n の 2 (略)</p> <p>n の 3 <u>新規上場申請者が指名委員会等設置会社であつて、会社法第 4 1 6 条第 4 項に基づき執行役に委任している場合には、取締役会の決議の内容を証する書面</u></p> <p>n の 4 <u>新規上場申請者が監査等委員会設置会社であつて、会社法第 3 9 9 条の 1 3 第 5 項に基づき取締役に委任している場合には、取締役会の決議の内容を証する書面</u></p>	<p>1. の 2 第 3 条 (新規上場申請手続) 第 1 項関係</p> <p>(1) 有価証券上場申請書には、上場希望日現在の有価証券の銘柄及び数等を記載するものとする。この場合において、当該有価証券のうち上場申請日に発行されていないものがあるときは、その発行決議 (<u>委員会設置会社</u>にあつては、<u>執行役の決定</u>を含む。) を証明する書類、有価証券届出書の写し及び有価証券届出効力発生通知書の写し若しくは発行登録追補書類の写し又は有価証券通知書受理通知書の写し若しくは発行登録通知書受理通知書の写し並びに払込完了を証明する書類 (登記事項証明書等) を提出するものとする。ただし、当該書類のうち電子開示手続により内閣総理大臣等に提出した書類については、提出を要しないものとする。</p> <p>(2) ~ (6) (略)</p> <p>2. 第 3 条 (新規上場申請手続) 第 2 項関係</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 第 9 号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、アンビシャスへの新規上場申請者は、d 及び e から g までに規定する書類については、添付を要しない。</p> <p>a ~ n の 2 (略)</p> <p>n の 3 <u>新規上場申請者が委員会設置会社である場合には、会社法第 4 1 6 条第 4 項に規定する取締役会の決議の内容を証する書面</u></p> <p>(新設)</p>

nの5 (略)

o・p (略)

(5) (略)

4. 第3条(新規上場申請手続)第5項関係

(1) 第1号の取締役会又は株主総会の決議(監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員会の決議又は取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、指名委員会等の決議又は執行役の決定を含む。)に係る事項が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第5条第1項に規定する事項である場合には、新規上場申請者は、第1号に規定する議事録の写しに、上場会社が同規則第5条第1項の規定に基づき提出する書類に準じて作成した書類を添付するものとする。

(1)の2～(3) (略)

11.の4 第6条の5(コーポレート・ガバナンスに関する報告書)関係

第6条の5に規定する「コーポレート・ガバナンスに関する事項」とは、次の(1)から(6)までに掲げる事項をいうものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 独立役員の確保の状況(次のa及びbに掲げる場合に該当するときは、当該a及びbに掲げる事項を含む。)

a 独立役員として指定する者が、次の(a)から(f)までのいずれかに該当する場合
その旨及びそれを踏まえてもなお独立役員として指定する理由

(a) 過去に当該会社の親会社の業務執行者(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。)であった者(業務執行者でない取締役であった者を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあつては、監査役であった者を含

nの4 (略)

o・p (略)

(5) (略)

4. 第3条(新規上場申請手続)第5項関係

(1) 第1号の取締役会又は株主総会の決議(委員会設置会社にあつては、会社法第2条第12号に規定する委員会の決議又は執行役の決定を含む。)に係る事項が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第5条第1項に規定する事項である場合には、新規上場申請者は、第1号に規定する議事録の写しに、上場会社が同規則第5条第1項の規定に基づき提出する書類に準じて作成した書類を添付するものとする。

(1)の2～(3) (略)

11.の4 第6条の5(コーポレート・ガバナンスに関する報告書)関係

第6条の5に規定する「コーポレート・ガバナンスに関する事項」とは、次の(1)から(6)までに掲げる事項をいうものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 独立役員の確保の状況(次のa及びbに掲げる場合に該当するときは、当該a及びbに掲げる事項を含む。)

a 独立役員として指定する者が、次の(a)から(e)までのいずれかに該当する場合
その旨及びそれを踏まえてもなお独立役員として指定する理由

(a) 当該会社の親会社又は兄妹会社の業務執行者等(業務執行者(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。)又は過去に業務執行者であった者をいう。以下同じ。)

む。)

(b) 過去に当該会社の兄弟会社（当該会社と同一の親会社を有する他の会社をいう。）の業務執行者であった者

(c) 過去に当該会社を主要な取引先とする者の業務執行者であった者又は当該会社の主要な取引先の業務執行者であった者

(d) 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（法人、組合等の団体であるものに限る。）に過去に所属していた者

(e) 当該会社の主要株主（法第 163 条第 1 項に規定する主要株主をいい、当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者等（業務執行者又は過去に業務執行者であった者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）

(f) 次のイ又はロに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者（二親等内の親族をいう。）

イ (a) から前 (e) までに掲げる者
ロ 過去に当該会社又はその子会社の業務執行者であった者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役若しくは業務執行者でない取締役であった者又は会計参与（会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）であった者を含む。）

b 独立役員として指定する者が、次の(a)から(d)までのいずれかに該当する場合
その旨及びその概要

(a) 過去に当該会社又はその子会社の業

(新設)

(b) 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者等又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者等

(c) 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者及び当該団体に過去に所属していた者をいう。）

(d) 当該会社の主要株主（法第 163 条第 1 項に規定する主要株主をいい、当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者等をいう。以下同じ。）

(e) 次のイ又はロに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者

イ (a) から前 (d) までに掲げる者
ロ 当該会社又はその子会社の業務執行者等（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役若しくは業務執行者でない取締役であった者又は会計参与若しくは会計参与であった者を含む。）

b 独立役員として指定する者が、次の(a)から(c)までのいずれかに該当する場合
その旨及びその概要

(新設)

務執行者であった者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役であった者又は会計参与であった者を含む。)

(b) 当該会社の取引先又はその出身者(業務執行者又は過去10年内のいずれかの時において業務執行者であった者をいう。以下同じ。)

(c) 当該会社の出身者が他の会社の社外役員(会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員をいう。以下同じ。)である場合の当該他の会社の出身者

(d) 当該会社から寄付を受けている者(当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、出身者又はそれに相当する者をいう。)

(6) (略)

付 則

この改正規定は、平成27年5月1日から施行する。

(a) 当該会社の取引先又はその業務執行者等

(b) 当該会社の業務執行者等が他の会社の社外役員(会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員をいう。以下同じ。)である場合の当該他の会社の業務執行者等

(c) 当該会社から寄付を受けている者(当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、業務執行者等又はそれに相当する者をいう。)

(6) (略)

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（上場審査）第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>a (略)</p> <p>b 第2号関係</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 新規上場申請者の役員（取締役、会計参与（会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）、監査役又は執行役（理事及び監事その他これらに準ずるものを含む。）。以下同じ。）の相互の親族関係、その構成、勤務実態又は他の会社等の役職員等との兼職の状況が、当該新規上場申請者の役員としての公正、忠実かつ十分な職務の執行又は有効な監査の実施を損なう状況でないと認められること。この場合において、新規上場申請者の取締役、会計参与又は執行役その他これらに準ずるものの配偶者並びに二親等内の血族及び姻族が監査役、<u>監査等委員又は監査委員</u>その他これらに準ずるものに就任しているときは、有効な監査の実施を損なう状況にあるとみなすものとする。</p> <p>(c) (略)</p> <p>c～e (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成27年5月1日から施行する。</p>	<p>1. 第2条（上場審査）第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>a (略)</p> <p>b 第2号関係</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 新規上場申請者の役員（取締役、会計参与（会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）、監査役又は執行役（理事及び監事その他これらに準ずるものを含む。）。以下同じ。）の相互の親族関係、その構成、勤務実態又は他の会社等の役職員等との兼職の状況が、当該新規上場申請者の役員としての公正、忠実かつ十分な職務の執行又は有効な監査の実施を損なう状況でないと認められること。この場合において、新規上場申請者の取締役、会計参与又は執行役その他これらに準ずるものの配偶者並びに二親等内の血族及び姻族が監査役、監査委員その他これらに準ずるものに就任しているときは、有効な監査の実施を損なう状況にあるとみなすものとする。</p> <p>(c) (略)</p> <p>c～e (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p>

上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(ストックオプションとしての新株予約権の所有に関する規制の取扱い)</p> <p>第19条 上場前公募等規則第20条に規定する「本所が定める者」は、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 上場前公募等規則第20条に規定する「本所が必要と認める書面」とは、次の各号に掲げる書面をいうものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新規上場申請者が役員又は従業員等に取得させる目的で新株予約権を割り当てるものであることその他その割当てに関する事項を記載した取締役会の決議 (<u>監査等委員会設置会社</u>にあつては、<u>取締役の決定</u>を含み、<u>指名委員会等設置会社</u>にあつては、<u>執行役の決定</u>を含む。)の内容を証する書面</p> <p>(3) (略)</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>(ストックオプションとしての新株予約権の所有に関する規制の取扱い)</p> <p>第19条 上場前公募等規則第20条に規定する「本所が定める者」は、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 上場前公募等規則第20条に規定する「本所が必要と認める書面」とは、次の各号に掲げる書面をいうものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新規上場申請者が役員又は従業員等に取得させる目的で新株予約権を割り当てるものであることその他その割当てに関する事項を記載した取締役会の決議 (<u>委員会設置会社</u>にあつては、<u>執行役の決定</u>を含む。)の内容を証する書面</p> <p>(3) (略)</p> <p>5・6 (略)</p>
<p>(ストックオプションとしての新株予約権の行使等により取得した株式等に関する規制の取扱い)</p> <p>第19条の2 第15条第2項の規定は、上場前公募等規則第20条の2第1項に規定する「第17条第1項に規定する事項」について準用する。この場合において、第15条第3項第1号中「上場日以後6か月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで」とあるのは「上場日の前日まで」と読み替えるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(ストックオプションとしての新株予約権の行使等により取得した株式等に関する規制の取扱い)</p> <p>第19条の2 第15条第2項の規定は、上場前公募等規則第20条の2第1項に規定する「第17条第1項に規定する事項」について準用する。この場合において、第15条第3項第1号中「上場日以後6か月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで」とあるのは「上場日の前日まで」と読み替えるものとする。</p> <p>2 (略)</p>

3 前項第1号の場合には、上場前公募等規則第20条の2第1項の規定により提出する書面に次の各号に掲げる書面を添付するものとする。

(1) 新株予約権の割当てに係る株主総会及びその割当てに関する取締役会の決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。次号において同じ。）の内容を証する書面

(2) (略)

付 則

この改正規定は、平成27年5月1日から施行する。

3 前項第1号の場合には、上場前公募等規則第20条の2第1項の規定により提出する書面に次の各号に掲げる書面を添付するものとする。

(1) 新株予約権の割当てに係る株主総会及びその割当てに関する取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。次号において同じ。）の内容を証する書面

(2) (略)

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1の2. 第2条（会社情報の開示）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項第1号aに該当する場合で、第三者割当による募集株式等の割当てを行うときの開示は、次のaからcに掲げる内容を含めるものとする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 次の(a)及び(b)に掲げる事項 ((b)に掲げる事項については、本所が必要と認める場合に限る。)</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 払込金額が割当てを受ける者に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役、<u>監査等委員会</u>又は監査委員会の意見等</p> <p>c (略)</p> <p>5. 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項に規定する通知は、同項各号に掲げる事項について決議又は決定(取締役会で決議したこと(代表取締役の専決事項である場合にあっては、代表取締役が所要の手續に従い決定したことをいい、<u>監査等委員会設置会社</u>にあっては、<u>取締役が決定したことを含み、指名委員会等設置会社</u>にあっては、<u>執行役が決定したことを含む。</u>)をいう。以下次の(3)までにおいて同じ。)を行った後、直ちに取締役会決議通知書(代表取締役又は執行役の決定の場合は、決定通知書)を提出することにより行うものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>a～cの3 (略)</p>	<p>1の2. 第2条（会社情報の開示）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項第1号aに該当する場合で、第三者割当による募集株式等の割当てを行うときの開示は、次のaからcに掲げる内容を含めるものとする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 次の(a)及び(b)に掲げる事項 ((b)に掲げる事項については、本所が必要と認める場合に限る。)</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 払込金額が割当てを受ける者に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役又は監査委員会の意見等</p> <p>c (略)</p> <p>5. 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項に規定する通知は、同項各号に掲げる事項について決議又は決定(取締役会で決議したこと(代表取締役の専決事項である場合にあっては、代表取締役が所要の手續に従い決定したことをいい、<u>委員会設置会社</u>にあっては、<u>執行役が決定したことを含む。</u>)をいう。以下次の(3)までにおいて同じ。)を行った後、直ちに取締役会決議通知書(代表取締役又は執行役の決定の場合は、決定通知書)を提出することにより行うものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>a～cの3 (略)</p>

d 第2条第1項第1号eに掲げる事項
次の(a)及び(b)に掲げる書類。こ
の場合において、上場会社は、(b)
に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供
することに同意するものとする。

(a) 株式の分割又は併合日程表

確定後直ちに

(b) 株式の併合(会社法第182条
の2第1項に規定する株式の併
合に限る。)を行う場合において
は、次のイ及びロに掲げる書類

イ 会社法第182条の2第1項に
規定する書面(法定事前開示書
類)の写し

同項の規定により当該書面を
本店に備え置くこととされてい
る日までに

ロ 会社法第182条の6第1項に
規定する書面(法定事後開示書
類)の写し

株式の併合の効力発生日以後
速やかに

dの2～fの2(略)

fの3 第2条第1項第1号a iに掲げる事
項

全部取得条項付種類株式の全部の取得に
より上場株券が上場廃止となる見込みがあ
る場合には、次の(a)及び(b)に掲げる
書類。この場合において、上場会社は、(a)
に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供する
ことに同意するものとする。

(a) 会社法第171条の2第1項に規
定する書面(法定事前開示書類)の写し
同項の規定により当該書面を本店に備え
置くこととされている日までに

(b) 当事会社以外の者であって、企業
価値又は株価の評価に係る専門的知識及
び経験を有するものが、取得対価に関す

d 第2条第1項第1号eに掲げる事項
株式の分割又は併合日程表

確定後直ちに

dの2～fの2(略)

(新設)

る見解を記載した書面 作成後直ちに

f の 4 第 2 条第 1 項第 1 号 a j に掲げる事
項

次の (a) 及び (b) に掲げる書類。
ただし、(b) に掲げる書類の提出に
ついては、株式等売渡請求（会社法第
179 条の 3 第 1 項に規定する株式等
売渡請求をいう。以下同じ。）に係る
承認の場合に限るものとする。この場
合において、上場会社は、(a) に掲
げる書類を本所が公衆の縦覧に供する
ことに同意するものとする。

(a) 会社法第 179 条の 5 第 1 項に
規定する書面（法定事前開示書類）の
写し

同項の規定により当該書面を本店
に備え置くこととされている日まで
に

(b) 当事会社以外の者であって、企
業価値又は株価の評価に係る専門的
知識及び経験を有するものが、売渡対
価に関する見解を記載した書面

作成後直ちに

g ~ n (略)

(4) ~ (7) (略)

9. 第 11 条（株主に発送する書類の提出）関係
上場会社は、株主に対して株主総会招集通知書
及びその添付書類を発送する場合 （会社法施行
規則第 94 条第 1 項、同規則第 133 条第 3
項、会社計算規則（平成 18 年法務省令第 1
3 号）第 133 条第 4 項又は同規則第 134
条第 4 項の規定によって株主に対して提供し
たものとみなされる場合を含む。以下この 9.
において同じ。）には、発送する書類をその発
送日までに本所に提出するものとする。この場合
において、上場会社は、当該書類の内容を記録し

(新設)

g ~ n (略)

(4) ~ (7) (略)

9. 第 11 条（株主に発送する書類の提出）関係
上場会社は、株主に対して株主総会招集通知書
及びその添付書類を発送する場合には、発送する
書類をその発送日までに本所に提出するものと
する。この場合において、上場会社は、当該書類
の内容を記録した電磁的記録の提出により行う
ものとし、当該書類を本所が公衆の縦覧に供する
ことに同意するものとする。

た電磁的記録の提出により行うものとし、当該書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

付 則

この改正規定は、平成27年5月1日から施行する。

企業行動規範に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>6. 第19条（公表措置等）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場会社が第2章の規定に違反した場合における第19条第1項第2号の規定に基づく公表の要否の判断は、次のaからiまでに掲げる区分に従い、当該aからiまでに掲げる事項のほかに、違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状並びに当該違反に対して本所が行う処分その他の措置の実施状況その他の事情を総合的に勘案して行う。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 第5条の2の規定</p> <p>企業行動規範に関する規則の取扱い3の規定に基づき上場会社が独立役員として届け出る者が、次の(a)から<u>(d)</u>までのいずれかに該当している場合におけるその状況</p> <p>(削る)</p> <p><u>(a)</u> (略)</p> <p><u>(b)</u> (略)</p> <p><u>(c)</u> 最近において次のイからハまでのいずれかに該当していた者</p> <p>イ (a) 又は (b) に掲げる者</p> <p>ロ <u>当該会社の親会社の業務執行者（業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合には、監査役を含む。）</u></p> <p>ハ <u>当該会社の兄弟会社の業務執行者</u></p> <p><u>(d)</u> 次のイからハまでのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者</p> <p>イ (a) から前 <u>(c)</u> までに掲げる者</p> <p>ロ <u>当該会社の会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限</u></p>	<p>6. 第19条（公表措置等）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場会社が第2章の規定に違反した場合における第19条第1項第2号の規定に基づく公表の要否の判断は、次のaからiまでに掲げる区分に従い、当該aからiまでに掲げる事項のほかに、違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状並びに当該違反に対して本所が行う処分その他の措置の実施状況その他の事情を総合的に勘案して行う。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 第5条の2の規定</p> <p>企業行動規範に関する規則の取扱い3の規定に基づき上場会社が独立役員として届け出る者が、次の(a)から<u>(e)</u>までのいずれかに該当している場合におけるその状況</p> <p><u>(a)</u> <u>当該会社の親会社又は兄弟会社の業務執行者</u></p> <p><u>(b)</u> (略)</p> <p><u>(c)</u> (略)</p> <p><u>(d)</u> 最近において <u>(a)</u> から前 <u>(c)</u> までに該当していた者</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(e)</u> 次のイからハまでのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者</p> <p>イ (a) から前 <u>(d)</u> までに掲げる者</p> <p>(新設)</p>

る。当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。)

ハ 当該会社の子会社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役又は会計参与を含む。)

ニ 当該会社の親会社の業務執行者(業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、監査役を含む。)

ホ 当該会社の兄弟会社の業務執行者

ヘ 最近においてロ、ハ又は当該会社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役)に該当していた者

dの2 第8条の規定

会社の業務並びに当該会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備状況及び運用状況並びに金融商品市場に対する投資者の信頼の毀損の状況

e～i (略)

付 則

1 この改正規定は、平成27年5月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、会社法の一部を改正する法律(平成26年法律第90号)附則第4条の規定により社外取締役又は社外監査役の要件に関する経過措置が適用される場合には、6.(2)dの2の改正規定を除き、なお従前の例による。

ロ 当該会社又はその子会社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役又は会計参与を含む。)
(新設)

(新設)

ハ 最近において前ロに該当していた者

dの2 第8条の規定

会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備状況及び運用状況並びに金融商品市場に対する投資者の信頼の毀損の状況

e～i (略)

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（上場廃止基準）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株主数及び流通株式数</p> <p>第1号に規定する株主数及び第2号に規定する流通株式数の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>a～j (略)</p> <p>k 第1号に規定する株主数が150人未満である銘柄が、猶予期間の最終日の翌日から起算して3か月を経過する日までに、株式分割(同時に単元株式数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に株式分割が行われたと認められるものに限る。)又は株式無償割当て(上場株券に係る株式と同一の種類の株式を割り当てるものに限る、同時に単元株式数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に当該株式無償割当てが行われたと認められるものに限る。)を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うことの決議(監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。以下このkにおいて同じ。)をした場合であつて、本所の定める事項を記載した書類を提出したときは、最近の基準日等の株主数に当該基準日等における1単位未満の株式のみを所有する株主のうち当該株式分割又は株式無償割当てにより1単位以上の株式を所有する株主となるべき者の数を加えた人数が、150人以上となる場合には、決議の時(審査対象事業年度の末日以前に決議した場合には当該審査対象事業年度の末日とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。)に</p>	<p>1. 第2条（上場廃止基準）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株主数及び流通株式数</p> <p>第1号に規定する株主数及び第2号に規定する流通株式数の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>a～j (略)</p> <p>k 第1号に規定する株主数が150人未満である銘柄が、猶予期間の最終日の翌日から起算して3か月を経過する日までに、株式分割(同時に単元株式数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に株式分割が行われたと認められるものに限る。)又は株式無償割当て(上場株券に係る株式と同一の種類の株式を割り当てるものに限る、同時に単元株式数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に当該株式無償割当てが行われたと認められるものに限る。)を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うことの決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。以下このkにおいて同じ。)をした場合であつて、本所の定める事項を記載した書類を提出したときは、最近の基準日等の株主数に当該基準日等における1単位未満の株式のみを所有する株主のうち当該株式分割又は株式無償割当てにより1単位以上の株式を所有する株主となるべき者の数を加えた人数が、150人以上となる場合には、決議の時(審査対象事業年度の末日以前に決議した場合には当該審査対象事業年度の末日とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。)に当該銘柄の株主数が150人以上となったものとして取り扱</p>

当該銘柄の株主数が150人以上となったものとして取り扱うものとする。

- 1 第1号に規定する株主数が150人未満である銘柄が、猶予期間の最終日の翌日から起算して3か月を経過する日までに、単元株式数の少ない数への変更を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の日の初日までに行うことの決議(監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含み、当該変更を行う旨を株主総会に付議する場合には当該株主総会の決議をいう。以下この1において同じ。)をした場合であつて、本所の定める事項を記載した書類を提出したときは、最近の基準日等の株主数に当該基準日等における1単位未満の株式のみを所有する株主のうち当該単元株式数の変更により1単位以上の株式を所有する株主となるべき者の数を加えた人数が、150人以上となる場合には、決議の時(審査対象事業年度の末日以前に決議した場合には当該審査対象事業年度の末日とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。)に当該銘柄の株主数が150人以上となったものとして取り扱うものとする。

m～o (略)

(3)～(7) (略)

(8) 事業活動の停止

a (略)

b 第8号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、上場会社が合併又はその他の事由により解散する場合を含むものとする。この場合において、次の(a)から(c)までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

(a) (略)

イ・ロ (略)

うものとする。

- 1 第1号に規定する株主数が150人未満である銘柄が、猶予期間の最終日の翌日から起算して3か月を経過する日までに、単元株式数の少ない数への変更を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の日の初日までに行うことの決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含み、当該変更を行う旨を株主総会に付議する場合には当該株主総会の決議をいう。以下この1において同じ。)をした場合であつて、本所の定める事項を記載した書類を提出したときは、最近の基準日等の株主数に当該基準日等における1単位未満の株式のみを所有する株主のうち当該単元株式数の変更により1単位以上の株式を所有する株主となるべき者の数を加えた人数が、150人以上となる場合には、決議の時(審査対象事業年度の末日以前に決議した場合には当該審査対象事業年度の末日とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。)に当該銘柄の株主数が150人以上となったものとして取り扱うものとする。

m～o (略)

(3)～(7) (略)

(8) 事業活動の停止

a (略)

b 第8号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、上場会社が合併又はその他の事由により解散する場合を含むものとする。この場合において、次の(a)から(c)までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

(a) (略)

イ・ロ (略)

(b) 上場会社が、前(a)に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当該上場会社から当該合併に関する株主総会の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)

(c) (略)

(9) ~ (13) (略)

(14) 完全子会社化

第15号に該当する日は、次のa又はbに定めるところによる。

a (略)

(a) 他の上場会社が発行する上場株券

(b) (略)

b 前a以外の場合は、当該上場会社から当該株式交換又は株式移転に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日(当該株式交換又は株式移転について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)

(15)・(16) (略)

(17) 株式等売渡請求による取得

第18号の2に該当する日は、上場会社から、株式等売渡請求に関して承認した旨の書面による報告を受けた日とする。

(18) (略)

4. 第4条(上場廃止日の取扱い)関係

(b) 上場会社が、前(a)に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当該上場会社から当該合併に関する株主総会の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)

(c) (略)

(9) ~ (13) (略)

(14) 完全子会社化

第15号に該当する日は、次のa又はbに定めるところによる。

a (略)

(a) 他の上場会社(既に国内の他の金融商品取引所の上場会社となっている非上場会社を含む。)が発行する上場株券

(b) (略)

b 前a以外の場合は、当該上場会社から当該株式交換又は株式移転に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日(当該株式交換又は株式移転について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)

(15)・(16) (略)

(新設)

(17) (略)

4. 第4条(上場廃止日の取扱い)関係

第4条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1)～(6) (略)

(6)の2 第2条第18号の2(第2条の2第3号において読み替える場合を含む。)に該当する上場株券

株式の取得がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

(7)・(8) (略)

付 則

この改正規定は、平成27年5月1日から施行する。

第4条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1)～(6) (略)

(新設)

(7)・(8) (略)

監理銘柄及び整理銘柄に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(監理銘柄、整理銘柄への指定)</p> <p>第3条 監理銘柄又は整理銘柄への指定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(投資信託受益証券を除く。以下同じ)については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理銘柄への指定</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(h)の2、(h)の3、(j)、(j)の3、(k)、<u>(m)の6</u>又は(n)に該当する場合は監理銘柄(審査中)に指定し、それ以外の場合は監理銘柄(確認中)に指定する。</p> <p>(a)～(f) (略)</p> <p>(g) 上場会社が株券上場廃止基準の取扱い1.(8) bの(b)に規定する合併に関する取締役会決議(<u>監査等委員会設置会社</u>にあつては、<u>取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社</u>にあつては執行役の決定を含む。)を行った場合、又は上場会社が合併以外の事由により解散する場合のうち株主総会の決議により解散する場合(同取扱い1.(7) bの(b)の規定の適用を受ける場合を除く。)において当該解散に関する取締役会決議を行ったとき</p> <p>(h)～(l) (略)</p> <p>(m) 上場会社が、株券上場廃止基準の取扱い1.(14) bに規定する株式交換又は株式移転に関する取締役会決議(<u>監査等委員会設置会社</u>にあつては、<u>取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社</u>にあつては執行役の決定を含む。)を行った場合</p> <p>(m)の2～(m)の4 (略)</p>	<p>(監理銘柄、整理銘柄への指定)</p> <p>第3条 監理銘柄又は整理銘柄への指定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(投資信託受益証券を除く。以下同じ)については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理銘柄への指定</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(h)の2、(h)の3、(j)、(j)の3、(k)、<u>(m)の5</u>又は(n)に該当する場合は監理銘柄(審査中)に指定し、それ以外の場合は監理銘柄(確認中)に指定する。</p> <p>(a)～(f) (略)</p> <p>(g) 上場会社が株券上場廃止基準の取扱い1.(8) bの(b)に規定する合併に関する取締役会決議(<u>委員会設置会社</u>にあつては執行役の決定を含む。)を行った場合、又は上場会社が合併以外の事由により解散する場合のうち株主総会の決議により解散する場合(同取扱い1.(7) bの(b)の規定の適用を受ける場合を除く。)において当該解散に関する取締役会決議を行ったとき</p> <p>(h)～(l) (略)</p> <p>(m) 上場会社が、株券上場廃止基準の取扱い1.(14) bに規定する株式交換又は株式移転に関する取締役会決議(<u>委員会設置会社</u>にあつては執行役の決定を含む。)を行った場合</p> <p>(m)の2～(m)の4 (略)</p>

(m) の 5 上場会社が上場有価証券の
発行者の会社情報の適時開示等に関する
規則第 2 条第 1 項第 2 号 n の 2 前段に
規定する開示を行ったとき又はそれに
準ずる発表等を行ったとき

(m) の 6 (略)

(n) (略)

b (略)

(2) ~ (4) (略)

(新設)

(m) の 5 (略)

(n) (略)

b (略)

(2) ~ (4) (略)

付 則

この改正規定は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 上場廃止基準の取扱い（転換社債型新株予約権付社債券特例第4条関係）</p> <p>(1) 第4条第1項第3号に該当する日は、上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者から当該株式交換又は株式移転に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日（当該株式交換又は株式移転について株主総会の決議による承認を要しない場合は、取締役会の決議（<u>監査等委員会設置会社</u>にあつては、取締役の決定を含み、<u>指名委員会等設置会社</u>にあつては執行役の決定を含む。）があつた旨及び株主総会の決議を行わないこととなつた旨について書面による報告を受けた日）とする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成27年5月1日から施行する。</p>	<p>2. 上場廃止基準の取扱い（転換社債型新株予約権付社債券特例第4条関係）</p> <p>(1) 第4条第1項第3号に該当する日は、上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者から当該株式交換又は株式移転に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日（当該株式交換又は株式移転について株主総会の決議による承認を要しない場合は、取締役会の決議（<u>委員会設置会社</u>にあつては執行役の決定を含む。）があつた旨及び株主総会の決議を行わないこととなつた旨について書面による報告を受けた日）とする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>